

見 解 書

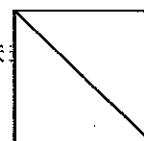
平成28年11月2日

京都府知事 様

林地開発行為予定者

住 所 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
リニューアブル・ジャパン株式会社内

氏 名 合同会社京都南丹
代表社員 リニューアブル・ジャパン株
職務執行者 眞 邊 勝 仁



京都府林地開発行為の手續に関する条例第8条第1項の規定による見解は、下記のとおりです。

記

| 意見書の写しに記載された意見の概要 | 左記の意見に対する見解 |
|-------------------|-------------|
| 別紙の通り | 別紙の通り |

備考 京都府個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（個人に関する情報であつて、個人が特定され得るもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）をいいます。）については公表しませんが、その他の部分については本見解書を複写の上、原文のまま公表します。

| 意見書の写しに記載された意見の概要 | 左記の意見に対する見解 |
|---|---|
| <p>1.事業の計画性について</p> <p>1-1) 当該地は、これまでも数多くの開発案件の話が持ち上がっては消えていった経緯がある。本事業は、最後までやり切れるのか？</p> <p>1-2) 売上の買い取り価格が下がっていく中、本当に事業が継続して行われるのか。</p> <p>1-3) 買い取り価格が終了する20年後は、本計画の発電所をどうするのか。</p> <p>1-4) 事業資金はどう確保するのか。また、事業資金が途絶えるなどして工事を途中で中止するようなことがないか非常に心配である。</p> | <p>1.事業の計画性について</p> <p>1-1) 合同会社京都南丹は平成28年2月に代表社員であるリニューアブル・ジャパン株式会社が当該発電所のために設立した会社であり、リニューアブル・ジャパン株式会社は全国展開している中で既に太陽光発電所16基の売電をしている実績もあり、途中で当該発電所事業を取りやめることはございません。</p> <p>1-2) 合同会社京都南丹は当該発電所のみを所有、運営する会社であり、当該発電所事業の売電買い取り価格32円/kwhは、経済産業省の再生可能エネルギー固定価格買い取り制度により20年間の契約をしているため、懸念している買い取り価格の下落については、当該発電所事業に影響はなく、関西電力からの安定した収入により、継続的な事業が行える見込みです。</p> <p>1-3) 20年で固定買い取り制度の契約は切れますが、その後も経済産業省と再契約が可能となることを前提とすれば、設備投資も終了しており、基本的には事業を継続する方針です。</p> <p>1-4) 事業資金は、銀行からの借り入れになります。通常の融資は、土地などを担保に取りますが、今回は、プロジェクトファイナンスといって、売電収入を借入金の返済原資とします。銀行も事業性を判断して融資決定しています。</p> |
| <p>2.雨水・排水対策について</p> <p>2-1) 一番心配しているのは、水の問題。説明会では、小山東側には、雨水は一切流れない計画というのが図面だけでは分かりづらい。模型など使って立体的に分かるよう説明してほしい。</p> <p>2-2) 調整池から放流する既存水路は現状では細く、その下流の木原地区の河川も未整備であり、放流先の園部川も改修工事の計画がある中で、本計画の調整池は、京都府の所管課と事前に協議がなされている計画なのか。</p> | <p>2.雨水・排水対策について</p> <p>2-1) 本造成計画は八木町側に調整池を設置しており、調整池に自然流入する造成形態としているため、施設用地からは小山東側には雨水を流出しない計画です。ただし、工事用進入道路等の調整池に自然流入できない箇所は小山東側に雨水が流出します。図面の分かりづらさについては、鳥瞰図等の提示によりご理解いただけるよう努力します。</p> <p>2-2) 本調整池の設計協議は京都府南丹広域振興局及び南丹土木事務所と開発行為における治水対策協議に基づき協議しています。調整池から放流する既存排水路については、室河原区、木原区からも同様の質問があり、現地立ち合いの上、未整備の改修を要する区間について整備する方針となっています。</p> |

| 意見書の写しに記載された意見の概要 | 左記の意見に対する見解 |
|--|---|
| <p>2-3) 開発にあたっては計画雨量として森林法は30年確率であるが、開発行為の治水マニュアルでは50年確率の100ミリを基準に調整池を検討しているとの説明であったが、近年のゲリラ降雨では、260ミリ程度の降雨がある。この基準で十分対応できるのか、非常に心配である。分かりやすく説明すべきである。</p> <p>2-4) 造成地の表面は、土のままとの説明。パネルに降った雨で、表土が流出しないか。土砂の流出が心配される。芝で覆うなど土砂の流出を止める対応ができないのか。</p> <p>2-5) 北側の地権者であるが、山から水が多く出る。既存の排水が整理されていない。本事業に合わせて周辺整備もして欲しい。</p> | <p>2-3) 直近の大雨は気象庁園部観測所による降雨データより、今年の8月29日に記録した日降水量116.5ミリで、過去最大は1996年8月に記録した日降水量259ミリとなります。本計画の調整池は南丹広域振興局及び南丹土木事務所と協議し、50年確率(日降水量304ミリ)に基づき算定しており、過去最大降雨の約1.2倍となるため、洪水時に対応できる規模となります。</p> <p>2-4) 造成地の表面は土砂が流出する可能性があるため、土砂流出防災対策としては、芝生や種子を吹き付けたネットを張る計画であり、調整池には堆積土砂を見込んで設計しています。</p> <p>2-5) 現地を確認した上で、地権者と協議し、必要整備箇所については検討し対応します。</p> |
| <p>3.工事中の交通安全対策について</p> | <p>3.工事中の交通安全対策について</p> |
| <p>3-1) 工事用進入路は、園部第2小学校の前を通る通学路であり、徳雲寺に至る道路からの1か所のみとなっているが、他にもルート設けるべき。</p> <p>3-2) 工事用進入路は、園部第2小学校の前を通る通学路となっている。小学校とは協議されているのか。</p> <p>3-3) 工事用進入路となっている徳雲寺の道路は、幅員が狭く、舗装も厚くなく、路面状態は悪い。そこに工事用車両が通行することで、さらに状態が悪化する。舗装の復旧を保証するのか。</p> <p>3-4) 工事用進入路を工事車両が通行する際、住民の車両と離合することが考えられる。その場合の交通誘導などの対策は、どのように考えているのか。</p> <p>3-5) 工事用進入路を通行するのは、工事の最初の大型車両のみで、常時は作業員用のワゴン車などとの説明であるが、計画地内の伐採した立木は、計画地外に搬出するのか。搬出する場合は、大型車両が通行するのではないのか。</p> | <p>3-1) 南、東側は道路が無く、JRの踏切は車両の通行が不可により、本計画の進入ルートは西側からのルートしかなく、かつ、住宅地内を通過する道路を除いた結果、現計画の1箇所のルートとしています。</p> <p>3-2) 今後、園部第2小学校に事業概要を説明します。通学路の交通安全対策(小学校付近の通行時は徐行とし、誘導員を配置し登校時間帯は、原則大型車両は通行しない等)については、工事着手前までに協議いたします。</p> <p>3-3) 舗装の復旧については、工事中は仮復旧等の対応を行い、工事完了後はきれいに舗装をし直します。</p> <p>3-4) 地元の方の車両を優先的に通行させるように地元の方と調整の上、誘導員を配置します。</p> <p>3-5) 伐採した樹木は工事用進入道路を使用して、大型車両にて搬出する計画です。</p> |
| <p>4.防災対策について</p> <p>調整池付近は土砂災害特別警戒区域に指定されている。十分留意した計画としてほしい。</p> | <p>4.防災対策について</p> <p>南丹土木事務所と協議し、十分配慮した計画とします。</p> |

| 意見書の写しに記載された意見の概要 | 左記の意見に対する見解 |
|--|--|
| <p>5.環境対策について</p> <p>5-1) 大規模な発電所なので電波障害が心配される。インバーターによる事前と事後のノイズ比を測定して検証すべき。障害が発生した場合は、保障してもらいたい。</p> <p>5-2) パネルはどの向きにどのように設置するのか。反射により、住宅が立ち並ぶ平成台に温度上昇などの影響がないのか心配である。そのようなことがないと言えるのか。また、平成台から見た景観はどのようになるのか。</p> <p>5-3) 開発に伴う生態系に対する影響はどうか。特に小動物、虫などへの影響を示すべき。</p> | <p>5.環境対策について</p> <p>5-1) インバーターによる事前、事後のノイズ比については、調査を実施し、本事業により障害が生じた場合は補償します。</p> <p>5-2) パネルの向きは南向き(山側)に設置します。太陽光パネルの発電時の表面温度は夏でも50℃程度ですが、本発電所からパネル設置用地と平成台住宅地には約25mの高低差があり、かつ、残置森林により遮蔽されるため、平成台の住宅地への温度上昇等の影響を受ける可能性は低いと思われます。平成台からの景観は外周境界部に残置森林が配置されていることから、近景では現況と概ね変わりませんが、遠景は残置森林の奥にパネルが見える景観となります。</p> <p>5-3) 京都府環境影響評価条例に基づく対象事業規模に該当しないため、特に生態系に対する影響評価は行っていませんが、開発によって小動物や虫への生態系への影響を少なくするため、本事業区域南側の影響範囲外の森林へ移動させるよう工事着手前までに追い払い又は捕獲を行います。</p> |
| <p>6.その他</p> <p>6-1) 計画地に隣接する墓地は、事業計画区域となっているのか。境界を明確にすべき。</p> <p>6-2) 工事中の心配ごとや苦情などは、どこに申し出ればいいのか、明確にすべきである。</p> <p>6-3) 協定書の素案が示されていたが、その中に、本事業の事業者は、[redacted]を表記した方の助言・協力を得て事業を遂行するとある。南丹市農業委員会及び京都府は、本事業を推進、あるいは後見的な立場に立っているのか。</p> | <p>6.その他</p> <p>6-1) 墓地は事業計画区域外です。墓地の境界については、関係者による立会いにより明確にします。</p> <p>6-2) 合同会社京都南丹の代表社員であるリニューアル・ジャパン株式会社が窓口として対応します。</p> <p>6-3) 協定書に記載している方は、八木町室河原区及び木原区から本計画遂行のため協力を依頼されている方であり、南丹市農業委員会及び京都府が本事業を推進しているものではありません。</p> |